

浮間地区防災計画

令和8年3月

浮間地区防災会議

目次

1. 基本的な考え方	1
(1) 計画の目的	1
(2) 計画の位置付け	1
(3) 計画の対象範囲	1
2. 浮間地区の特性	2
(1) 人口構成	2
(2) 地理的特性	3
(3) 地震発生の履歴	6
(4) 想定災害	7
(5) 液状化危険度	8
(6) 地域危険度	9
3. 地震発生時における避難方法	11
(1) 避難に関する考え方	11
(2) 用語の確認	12
(3) 避難経路(推奨ルート)の検討	14
4. 地震発生時における地域の活動	16
(1) 浮間地区の活動体制	16
(2) 地区本部	17
ア 開設に関する考え方	17
イ 設置する場所	17
ウ 開設・運営を担う人員	17
エ 施設の開設	17
オ 主な活動内容	18
カ 閉鎖に関する考え方	18
キ 北区の連絡窓口	18
(3) 避難所	19
ア 避難所の割当て	19
イ 開設・運営体制	20
ウ 開設に関する考え方	20
エ 施設の開設	20
オ 初動期の活動	21
カ 運営期の活動	22
キ 避難所の縮小、閉鎖、統合に関する考え方	22
ク 北区の連絡窓口	22
(4) 自主防災組織	23
ア 初期消火・出火防止	23
イ 救出・救護活動	23
ウ 避難誘導	23
エ 情報収集・伝達	24
オ 地区の見守り・秩序の維持	24
カ 地区本部の運営	25

キ 避難所の開設・運営.....	25
5. 地震発生時のタイムライン.....	26
6. 浮間地区防災地図.....	29
7. 平常時における地域の活動.....	38
(1) 防災活動を行うにあたっての課題と必要な取組み.....	38
(2) 平常時に行う防災活動の計画.....	38
8. 地区本部・避難所活動体制表.....	42
(1) 活動体制表.....	42
(2) 連絡先.....	47
9. 参考資料.....	48
(参考資料) 被害状況報告書.....	48
(参考資料) 情報連絡・通信手段・安否確認手段の例.....	49

1. 基本的な考え方

(1) 計画の目的

災害が発生した直後は、交通網の寸断、火災の同時多発などにより、北区はもとより、消防や警察などの防災関係機関が十分に対応できない可能性があります。そんなとき、力を発揮するのが「地域ぐるみの協力体制」です。発災時には、地域コミュニティによる「共助」が、避難行動、避難誘導、避難所運営等において重要な役割を果たします。

そこで、浮間地区では、平常時から備えの充実を図るとともに、災害時における「共助」を確実に実行するため、「浮間地区防災計画」を策定しました。

今後、本計画を浮間地区の防災に関する行動計画とし、計画に基づいた防災活動を継続的に実施・検証を行い、地域の防災力を高めていきます。

(2) 計画の位置付け

平成25年の災害対策基本法の改正によって創設された「地区防災計画制度」により、地域の住民等が共同して行う防災活動等を定めた「地区防災計画」の素案を作成し、自治体の防災会議に対し、当該計画を地域防災計画に定めるよう提案することができるようになりました。

今後、浮間地区と北区がより一層連携して防災活動を実施することができるよう、本計画を浮間地区における「地区防災計画」として、「東京都北区地域防災計画」に規定します。

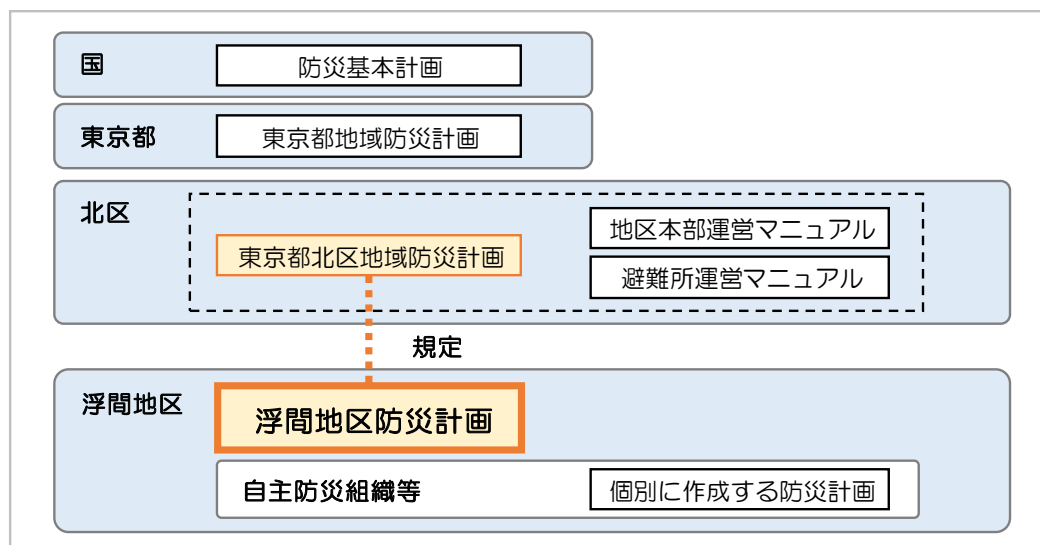


図 1 計画の位置付け

(3) 計画の対象範囲

表 5 計画の対象範囲

対象災害	地震
対象範囲	浮間地区（浮間1～5丁目）

2. 浮間地区の特性

(1) 人口構成

令和2年国勢調査によると、浮間地区における年齢3区分別人口（年少（15歳未満）人口、生産年齢（15～64歳）人口、高齢者（65歳以上）人口）の割合は、浮間4丁目の生産年齢人口割合の高さが特徴的であるものの、地区全体としては、北区全域と概ね同程度となっています。

また、令和2年国勢調査による東京都の昼間人口によると、昼夜間人口比率（夜間人口100人当たりの昼間人口の比率）は、浮間4丁目と浮間5丁目とが100を上回っているものの、地区全体としては、昼間人口より夜間人口の方が多い状況です。

表 6 人口構成

町丁目名	世帯数 (世帯)	人口 (人)	年少 人口割合	生産年齢 人口割合	高齢者 人口割合	後期 高齢者 人口割合	昼間 人口 (人)	昼夜間 人口 比率
浮間1丁目	1,703	3,585	13.3%	61.9%	24.8%	13.2%	2,812	78.4
浮間2丁目	2,590	5,721	13.8%	64.0%	22.2%	12.0%	4,859	84.9
浮間3丁目	4,098	8,635	14.5%	63.0%	22.5%	12.8%	6,374	73.8
浮間4丁目	1,723	3,419	14.4%	71.2%	14.4%	7.0%	3,425	100.2
浮間5丁目	970	2,541	18.3%	68.6%	13.1%	7.3%	4,920	193.6
浮間地区 計	11,084	23,901	14.6%	64.8%	20.6%	11.3%	22,390	93.7
北区 計	189,700	355,213	10.3%	65.0%	24.7%	13.3%	332,018	93.5

※出典：令和2年国勢調査（総務省）・令和2年国勢調査による東京都の昼間人口（東京都）

※人口割合は年齢「不詳」の者を除いて算出。また、小数第2位を四捨五入し、小数第1位まで表示している。

(2) 地理的特性

浮間地区は、北区の北側に位置しています。広い範囲が標高5 m以下であり、河川の氾濫等による水害のリスクがある地域です。一方、震災時の危険度が高い木造住宅密集地域（震災時に延焼被害のおそれがある老朽木造住宅が密集している地域）に指定されている地域はありません。

また、地区内に、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定されている区域はありません。

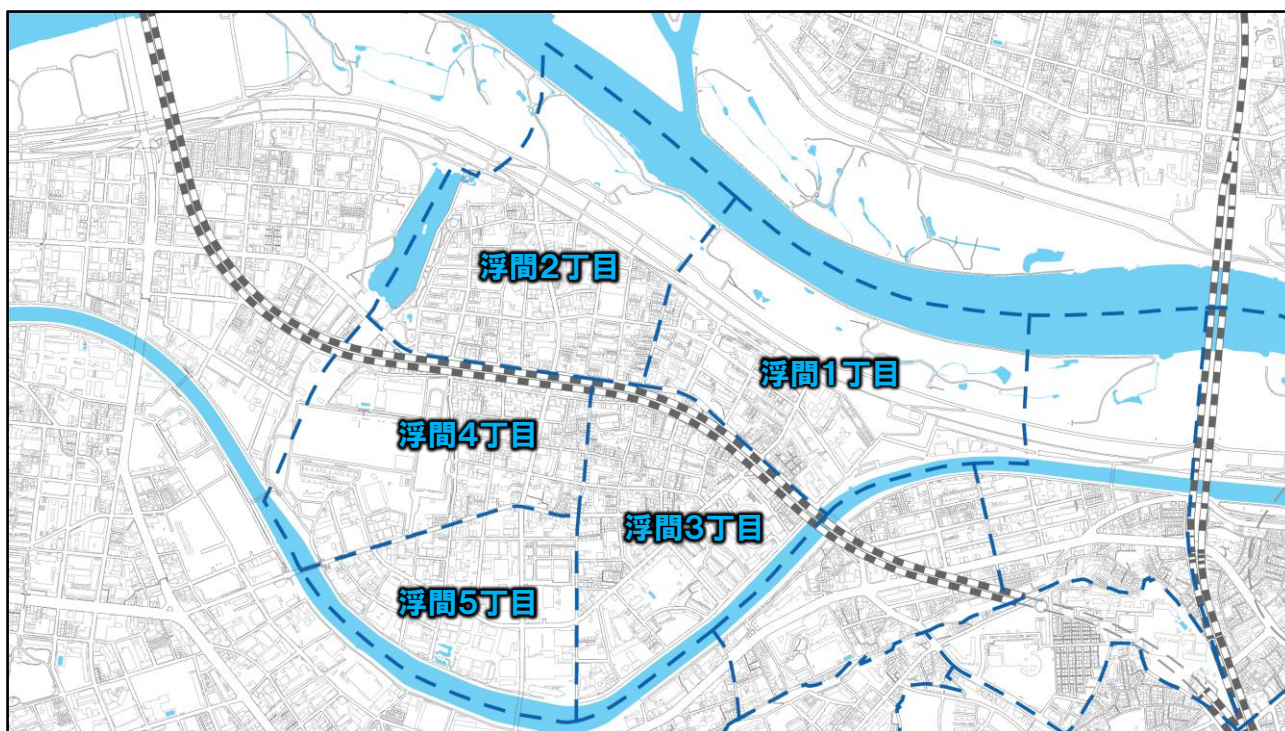


図 2 地理的特性：位置図

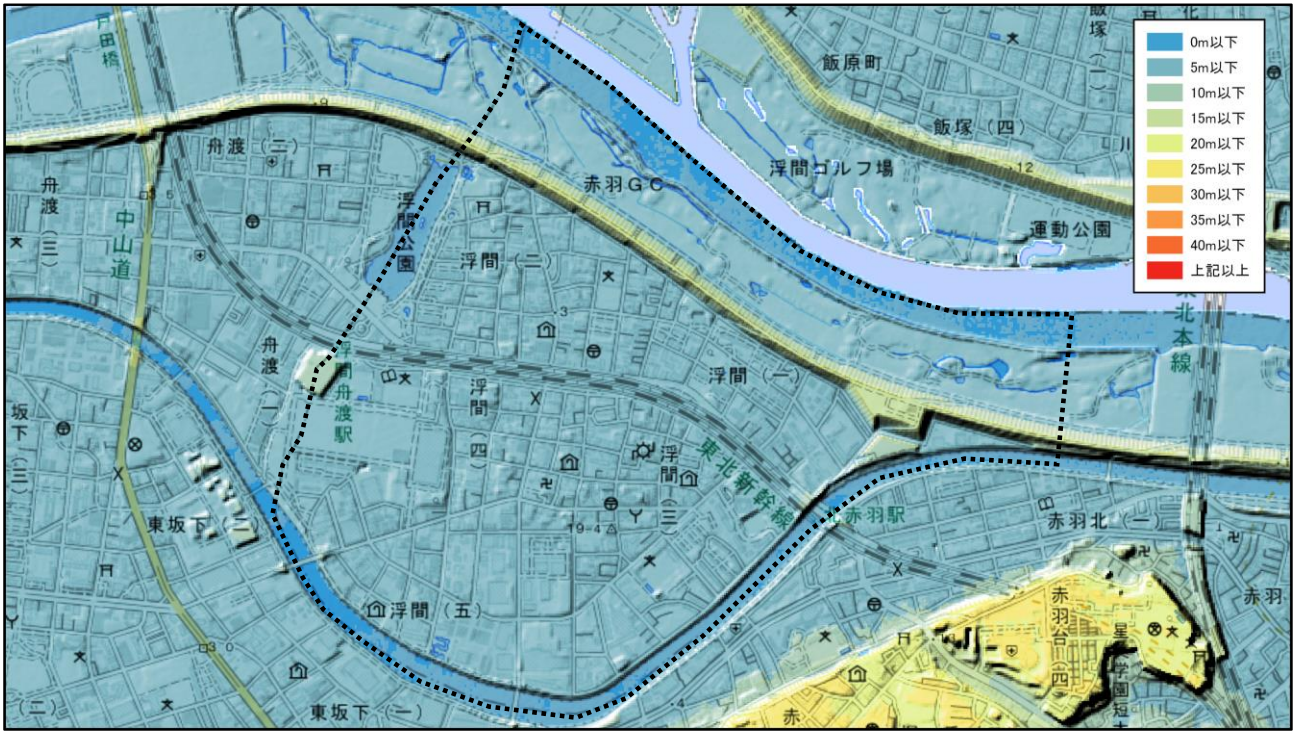


図 3 地理的特性：標高

※出典：基盤地図情報・地理院地図（国土地理院）

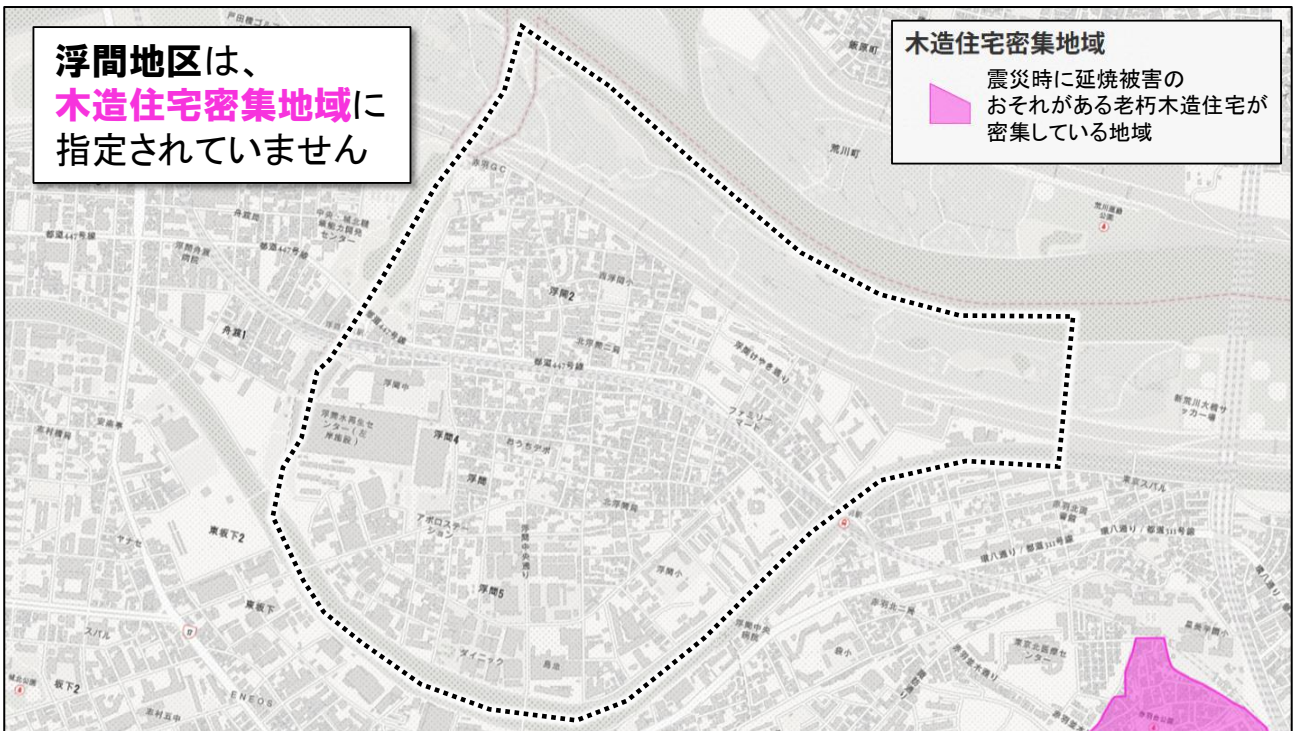


図 4 地理的特性：木造住宅密集地域の指定状況

※出典：防災都市づくりに関する地域等（東京都）

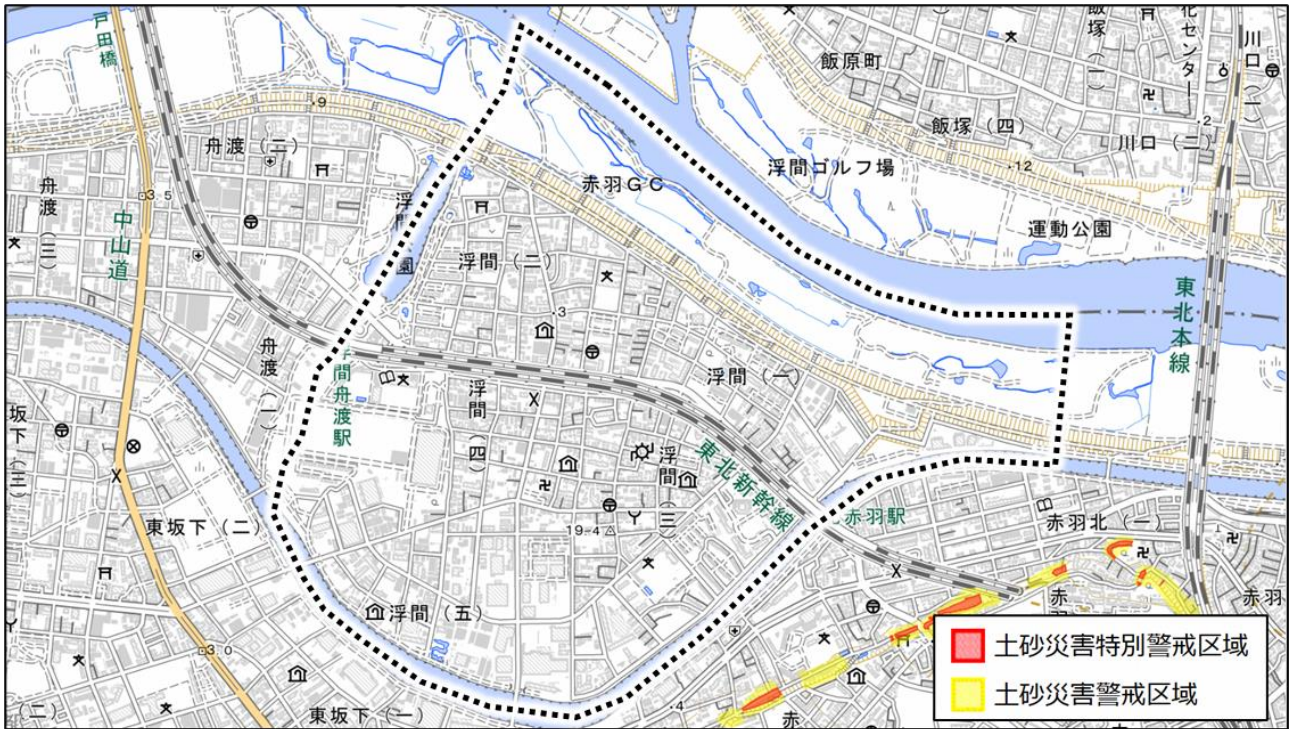
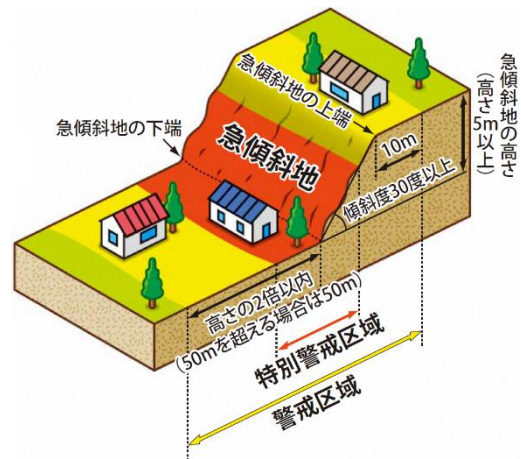


図 5 地理的特性：土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定状況

※出典：土砂災害警戒区域等マップ（東京都）

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは

- ・土砂災害警戒区域（イエローゾーン）
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に
住民等の生命または身体に危害が生ずる
おそれがあると認められる区域のこと
- ・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
急傾斜地の崩壊等が発生した場合に
建築物に損壊が生じ、住民等の生命
または身体に著しい危害が生ずる
おそれがあると認められる区域のこと



(3) 地震発生履歴

過去20年で、北区において震度4以上を観測した地震は以下のとおりです(計12回)。
震度4を11回、震度5弱を1回(東日本大震災)観測しています。

表7 地震発生履歴

発生日	発生時刻	震央地名	深さ	M	最大震度	北区での震度
2005年07月23日	16:34	千葉県北西部	73km	6.0	5強	4
2011年03月11日	14:46	三陸沖(東日本大震災)	24km	9.0	7	5弱
2011年04月16日	11:19	茨城県南部	79km	5.9	5強	4
2012年11月24日	17:59	東京湾	72km	4.8	4	4
2012年12月07日	17:18	三陸沖	49km	7.3	5弱	4
2014年05月05日	05:18	伊豆大島近海	156km	6.0	5弱	4
2015年05月25日	14:28	埼玉県北部	56km	5.5	5弱	4
2015年05月30日	20:23	小笠原諸島西方沖	682km	8.1	5強	4
2015年09月12日	05:49	東京湾	57km	5.2	5弱	4
2021年02月13日	23:07	福島県沖	55km	7.3	6強	4
2021年10月07日	22:41	千葉県北西部	75km	5.9	5強	4
2022年03月16日	23:36	福島県沖	57km	7.4	6強	4

※出典：震度データベース検索(気象庁)

(4) 想定災害

東京都は「首都直下地震等による東京の被害想定（令和4年5月25日公表）」において、地震発生時の震度分布や被害の想定を公表しています。当該報告では、都心南部直下地震が生じた際、地区の北部で震度6強が想定されており、南部で震度6弱の揺れが想定されています。

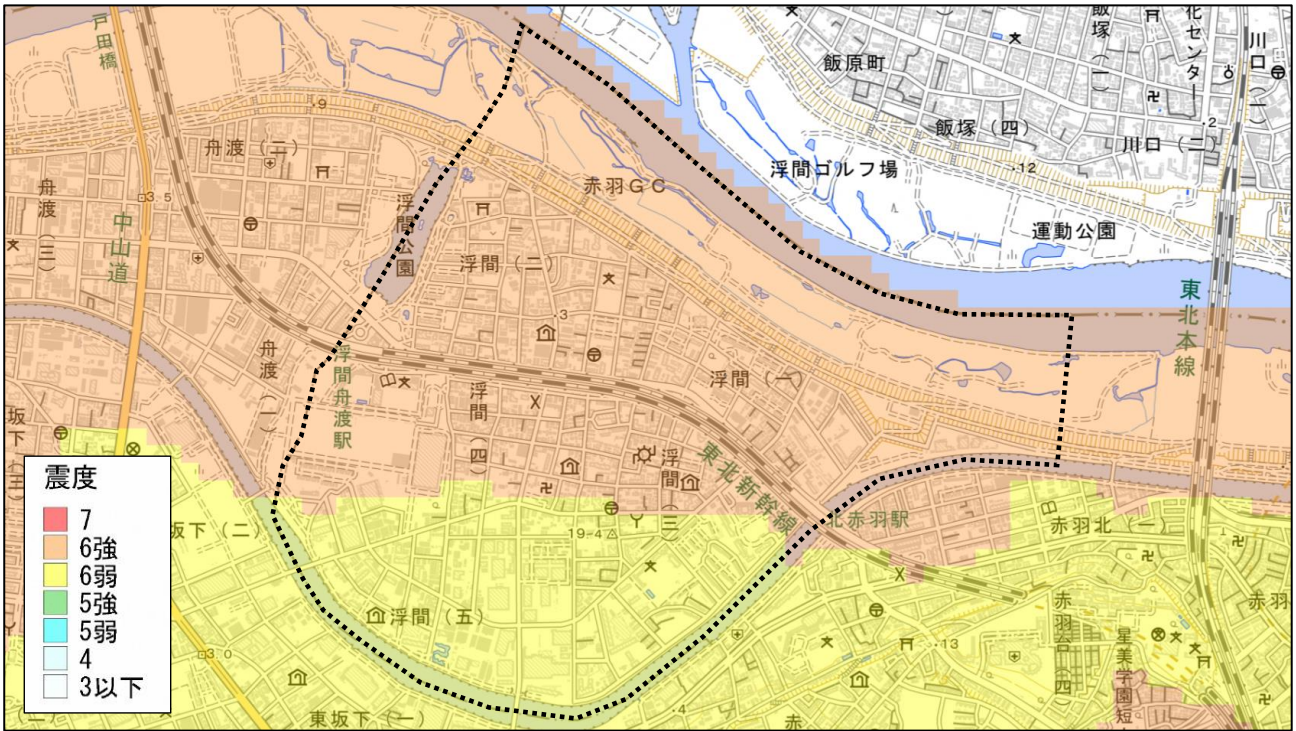


図 6 地区の災害リスク：地区で想定される揺れ（都心南部直下地震（M7.3））

表 8 想定災害：北区全域で想定される被害（都心南部直下地震（M7.3））

建物全壊 (ゆれ等による)	3,222 棟
建物焼失 (倒壊建物を含まない)	541 棟
死者	149 人
負傷者	2,437 人
避難者	86,748 人

※北区全域の被害想定は冬の夕方、風速 8m/秒を想定した場合

(6) 地域危険度

東京都は「地震に関する地域危険度測定調査報告書（第9回）」において、町丁目ごとの地震に関する危険性を、4つの指標（建物倒壊危険度、火災危険度、災害時活動困難係数、総合危険度）で示しています。当該報告書では、浮間5丁目について、建物倒壊の危険度及び火災の危険度が比較的 low、5段階評価で1とされており、地区全体としては、総合的な危険度が5段階評価で1または2とされています。

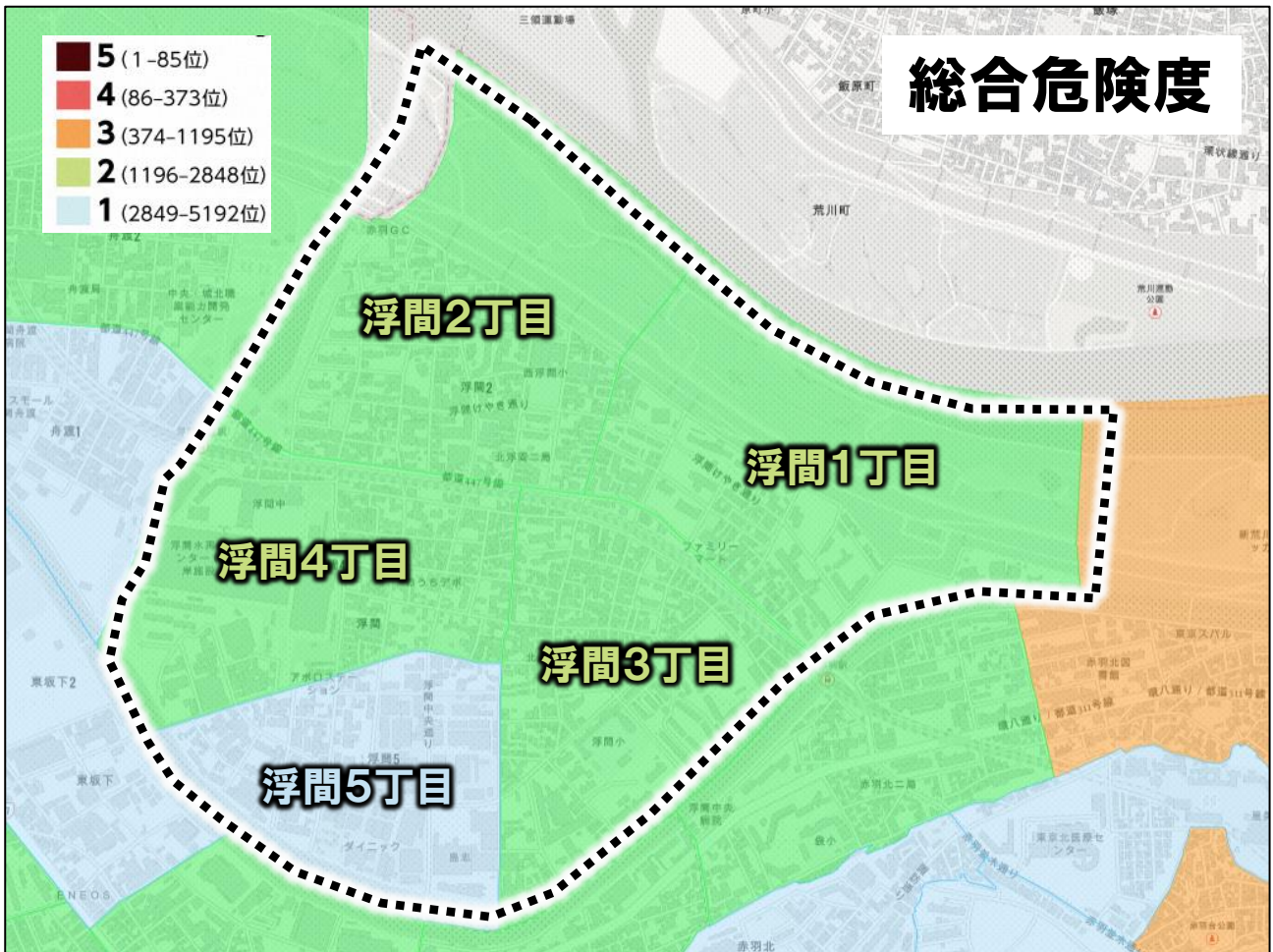


図 8 地区の災害リスク：地域危険度

表 9 地区の災害リスク：地域危険度（詳細）

町丁目名	① 建物倒壊 危険度	② 火災 危険度	③ 災害時活動 困難係数	④ 総合 危険度
浮間 1 丁目	2	1	0.20	2
浮間 2 丁目	3	2	0.17	2
浮間 3 丁目	2	2	0.13	2
浮間 4 丁目	2	1	0.17	2
浮間 5 丁目	1	1	0.09	1

- ①建物倒壊危険度 : 地震の揺れによって建物が壊れる危険性の度合いを測定したもの
- ②火災危険度 : 地震の揺れで発生した火災の延焼により、広い地域で被害を受ける危険性の度合いを測定したもの
- ③災害時活動困難係数 : 道路基盤の整備状況に応じた災害時の活動の困難さを測定したもの
- ④総合危険度 : ①～③を1つの指標にまとめたもの
- ※危険度（ランク）は、1～5で評価されており、値が大きいほど危険性が高いことを示す
- ※災害時活動困難係数は、値が大きいほど災害時の活動が困難であることを示す

3. 地震発生時における避難方法

(1) 避難に関する考え方

災害の規模や状況によっては、避難の仕方を変えざるを得ない場合がありますが、避難に関する基本的な考え方は次のとおりです。

地震発生後、家屋の倒壊や火災等の危険があり、自宅にとどまることができない場合、①～⑤の手順で避難を行います。なお、発災後の防災活動を担う自主防災組織の役員等は、周辺の安全を確認したうえで、後述する地区本部や避難所、各自主防災組織の活動拠点等に参集し、活動を開始します。

- ①事前に定めた「いっとき集合場所」に集合する。
- ②「いっとき集合場所」では、近隣居住者の安否確認及び周辺の安全確認を行う。
この結果、周辺の安全等が確認できたときは、自宅等の安全を確認し、倒壊等の危険があれば「避難所」へ向かい、危険がなければ自宅等に戻る。
- ③「いっとき集合場所」における周辺の安全確認の結果、火災等の危険があるときは、自主防災組織を中心とした集団を形成し、「避難場所」へ集団避難する。
- ④「避難場所」では、集団移動者の安否確認及び周辺の安全確認を行う。
- ⑤「避難場所」における周辺の安全確認の結果、危険がなくなったときは、自宅等の安全確認を実施し、倒壊等の危険があれば「避難所」へ向かい、危険がなければ自宅等に戻る。

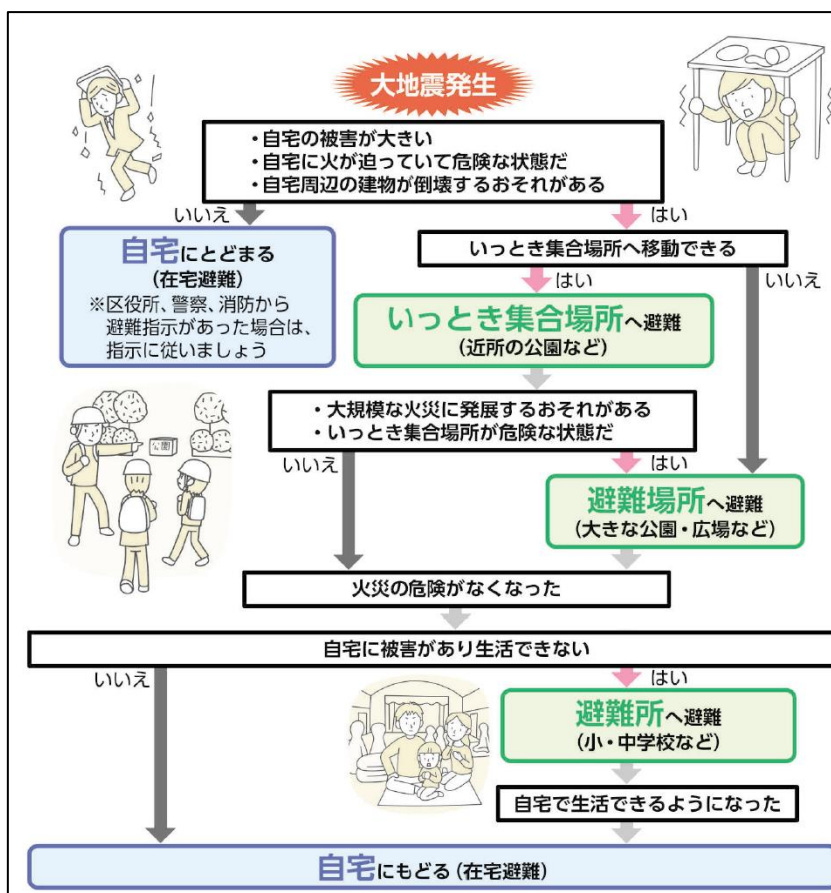


図 9 北区における基本的な避難の順序

(2) 用語の確認

集 いっつき集合場所

近隣居住者の安否確認、周辺の安全確認を行う一時的な集合場所です。自主防災組織と北区が、警察署及び消防署と事前に協議して場所を定めています。

表 10 いっつき集合場所

自主防災組織(町会・自治会)名	いっつき集合場所	所在地
浮間西町会	—	—
浮間東町会	—	—
浮間北栄自治会	—	—
浮間住宅連合自治会	—	—
浮間八十一自治会	—	—
浮間都営住宅第一自治会	—	—
浮間三丁目第二団地自治会	—	—
浮間一丁目団地自治会	—	—
浮間第三団地自治会	—	—
交和自治会	—	—
リバーサイド浮間自治会	—	—
浮三第5自治会	—	—
けやき通り自治会	—	—

避難場所

火災が迫り、自宅やいっつき集合場所等にいることが危険な場合に避難する場所です。公園や広場など、大きく開けた場所を東京都が指定しています。

浮間公園・荒川河川敷緑地一帯

新河岸東公園一帯

浮間一丁目地区

浮間小学校・浮間三丁目団地地区

[重要] 必ず上記の場所に避難しなければならないわけではありません。
火災とは反対方向にある避難場所に避難しましょう。



避難所

家屋倒壊などにより、自宅では生活できなくなった人が一定期間生活する場所です。また、情報提供や飲食料の配給など、地域の支援活動の拠点にもなります。自主防災組織は、北区や施設管理者等と連携し、あらかじめ割り当てられた避難所を開設・運営します。

○西浮間小学校（浮間 2-7-1）

○浮間小学校（浮間 3-4-27）

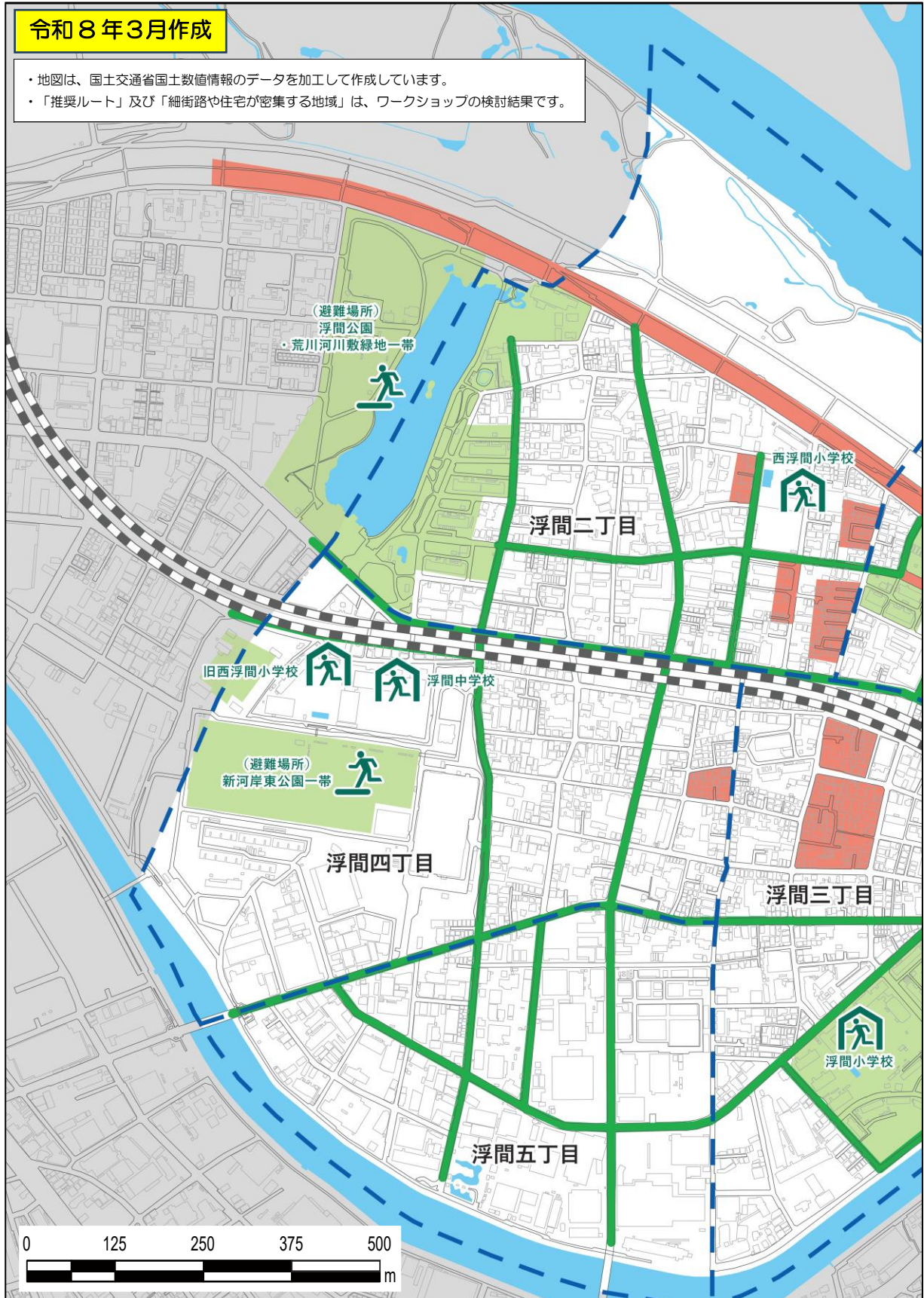
○浮間中学校・旧西浮間小学校（浮間 4-29-32・30）

【重要】 必ず上記の場所に避難しなければならないわけではありません。

発災時には避難所を任意で選択し、避難先とすることができます。

(3) 避難経路(推奨ルート)の検討

避難場所等へ円滑に避難するにあたっては、安全な避難経路を把握しておく必要があ
が望まれる地域（細街路や住宅が密集する地域）と、発災時において安全な通行が見



ります。地区防災計画策定のためのワークショップにおいて、避難時に進入しないこと
 込まれる道路（推奨ルート）の検討を行い、地図にまとめました。



図 10 避難経路（推奨ルート）の検討

4. 地震発生時における地域の活動

(1) 浮間地区の活動体制

地震発生後は、自主防災組織や北区、地域団体、防災関係機関等が協力して災害対応にあたることとなります。なお、北区で震度5弱以上の地震が発生した場合、防災活動の拠点として浮間地域振興室に「地区本部」を設置するとともに、西浮間小学校、浮間小学校、浮間中学校・旧西浮間小学校に「避難所」を開設します。

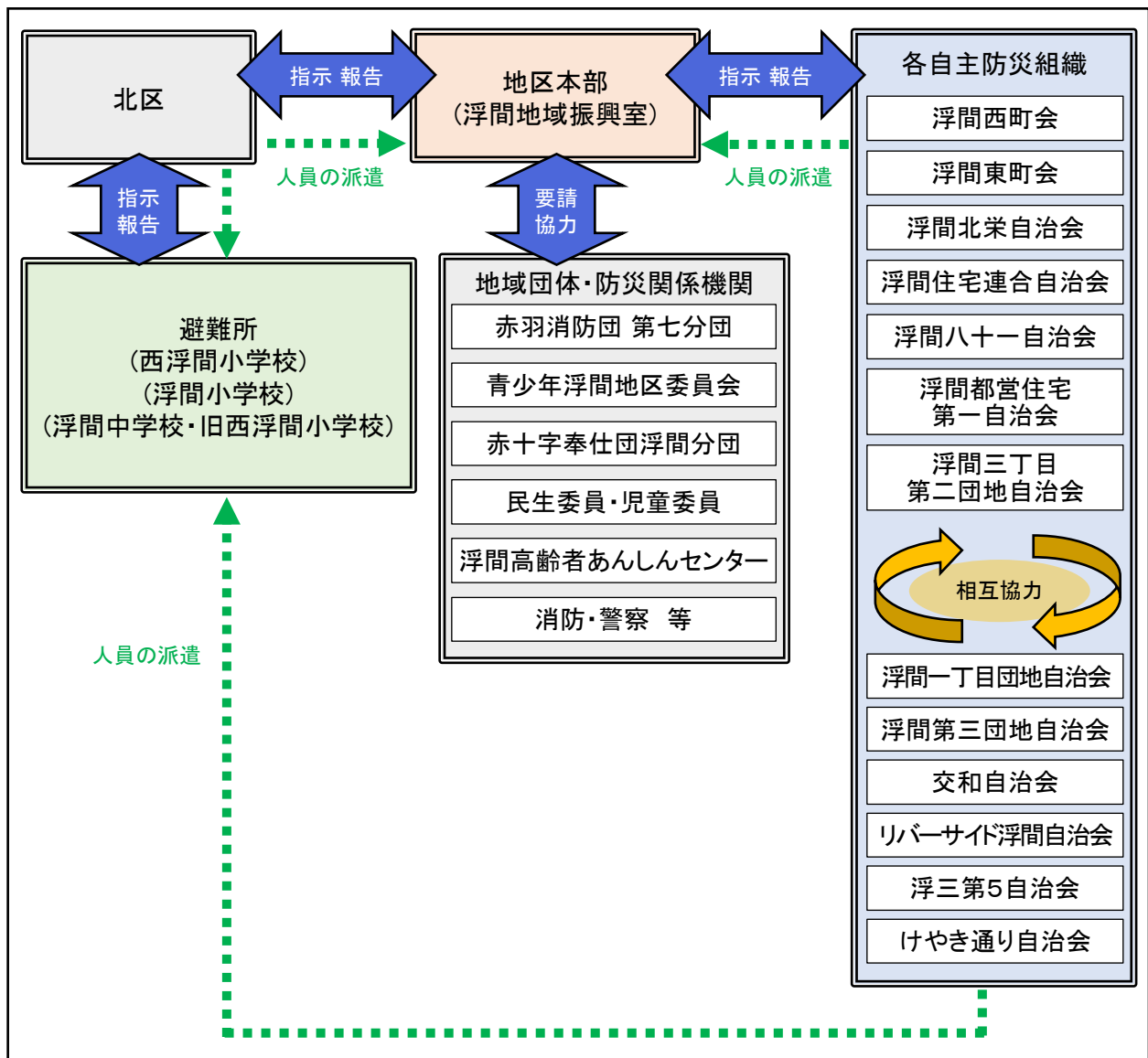


図 11 浮間地区における防災活動の全体像

地区防災会議とは

自主防災組織で構成される合議体であり、地域全体の安全を確保するために、連合会を単位として19地区で設置されています。

(2) 地区本部

地区防災会議は、地区内の被害状況等の集約及び北区等への報告、自主防災組織同士の連携（指示や連絡・調整）を行う地域の拠点として、地区本部を開設・運営します。

ア 開設に関する考え方

北区で震度5弱以上の地震が発生したとき、地区本部の開設に向けた活動を開始します。

イ 設置する場所

地区本部は、浮間地域振興室に設置します。

ウ 開設・運営を担う人員

発災後、地区防災会議の中で定めた「地区本部委員」が浮間地域振興室に参集し、区職員とともに開設・運営を行います。開設後、地区本部委員のうち本部長・副本部長は、浮間地域振興室で地区本部の運営に従事し、情報連絡員は、地区本部と自主防災組織の拠点等を行き来しながら情報収集や連絡・調整を行います。

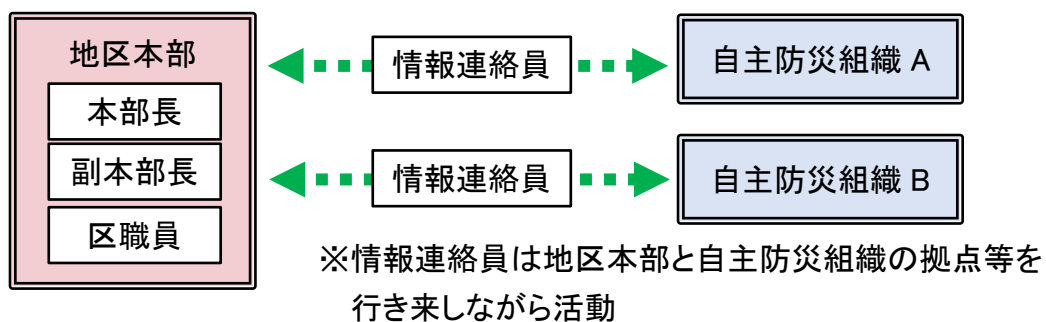


図 12 地区本部：地区本部委員の活動イメージ

表 11 地区本部：開設・運営を担う人員と主な役割

役職		主な役割
地区本部委員	本部長	<ul style="list-style-type: none"> 地区本部活動のとりまとめ 北区や防災関係機関等への対応
	副本部長	<ul style="list-style-type: none"> 本部長の補佐 本部長不在時における本部長の代行
	情報連絡員	<ul style="list-style-type: none"> 地区本部と自主防災組織との連絡・調整
区職員		<ul style="list-style-type: none"> 休日・夜間における施設の開錠 地区本部の活動支援

※地区本部委員は、後掲する活動体制表後（表 21・42 ページ）に定めます。

エ 施設の開錠

夜間・休日に発災した場合は、浮間地域振興室が開錠されています。この際は、参集した区職員が開錠を行います。

オ 主な活動内容

地区本部における主な活動内容は以下のとおりです。

表 12 地区本部：発災時の活動

項目	内容
施設の 開錠・開設準備	<ul style="list-style-type: none">・区職員が参集、施設を開錠し、本部として使用できるよう準備を実施・建物の安全確認、ライフライン・情報通信機器の使用可否の確認
地区本部 の開設	<ul style="list-style-type: none">・地区本部委員が参集、地区本部を立ち上げ・地区本部の開設を北区に報告
自主防災組織 への連絡・調整	<ul style="list-style-type: none">・北区や防災関係機関等から得た情報を、情報連絡員を介して各自主防災組織に伝達・被害を最小限にとどめるため、必要に応じて自主防災組織に対する指示を実施・被害状況や応援要請を勘案し、自主防災組織間で応援体制をとれるよう調整を実施
被害状況等 の集約	<ul style="list-style-type: none">・各自主防災組織の情報連絡員から報告される被害状況のとりまとめ・とりまとめた情報を北区へ報告、防災関係機関と適宜共有
地区本部会議 の開催	<ul style="list-style-type: none">・自主防災組織間の情報共有や相互応援、北区からの情報伝達等のため、必要に応じて会議を開催・地区本部会議での決定事項は、情報連絡員を介して各自主防災組織へ伝達

カ 閉鎖に関する考え方

避難所の避難者数や地域における住宅・ライフラインの復旧状況等を踏まえ、北区と協議のうえ地区本部を閉鎖します。

キ 北区の連絡窓口

北区に地区本部の開設・運営等に関する連絡・調整等を行う場合、災対地域振興部が連絡窓口です。

※連絡先は、後掲する連絡先一覧（表 22・47 ページ）のとおりです。

(3) 避難所

自主防災組織は、北区や施設管理者等と連携し、あらかじめ割り当てられた避難所を開設・運営します。

ア 避難所の割当て

表 13 避難所：避難所の割当て

自主防災組織(町会・自治会)名	開設・運営担当避難所	所在地
リバーサイド浮間自治会	西浮間小学校	浮間 2-7-1
浮間北栄自治会		
浮間八十一自治会		
浮間東町会	浮間小学校	浮間 3-4-27
浮間住宅連合自治会		
浮間都営住宅第一自治会		
浮間三丁目第二団地自治会		
浮間一丁目団地自治会		
浮間第三団地自治会		
浮三第5自治会		
けやき通り自治会	浮間中学校・旧西浮間小学校	浮間 4-29-32・30
交和自治会		
浮間西町会		

イ 開設・運営体制

発災直後の初動期においては、自主防災組織、区職員（参集職員）、施設管理者（学校職員等）、避難者等が協力し、避難所の開設準備や避難者の受入れ等を行います。なお、円滑に避難所を開設するため、活動の中心的な役割を担う人員として、あらかじめ地域の中で「避難所初動要員」を定めます。

また、自主防災組織は、避難所初動要員のほか、地域の防災活動（初期消火や救出・救護活動など）の状況を踏まえ、適宜、人員を避難所に派遣します。なお、地域の防災活動が落ち着き、避難所に十分な人数が集まった後は、体制を避難所管理運営委員会に移行します。

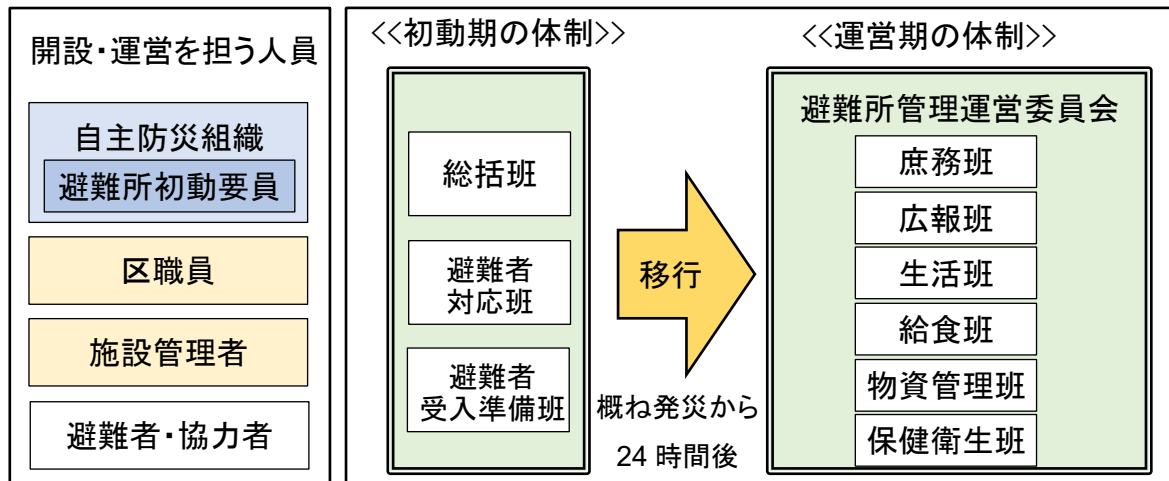


図 13 避難所：開設・運営体制

※発災直後に避難所初動要員が避難所に参集できるとは限りません。自主防災組織は、可能な限り早期に追加の人員を避難所に派遣しましょう。なお、人手が足りない場合など、避難所の開設・運営にあたっては、積極的に避難者等からの協力を募りましょう。

※避難所初動要員および避難所管理運営委員会の人員は、後掲する活動体制表後（表 21・42 ページ）に定めます。

ウ 開設に関する考え方

北区で震度 5 弱以上の地震が発生したとき、避難所の開設に向けた活動を開始します。なお、発災直後から開設の準備を進めますが、発災後、一定程度の時間（3 時間程度）が経った時点で避難者が避難所に来ていない場合には、避難所を開設する必要はありません。

エ 施設の開錠

夜間・休日に発災した場合は、避難所の鍵を開錠する必要があります。この際は、避難所に参集した区職員あるいは自主防災組織の鍵受託者が、校門等の開錠を行います。

※避難所の鍵は、浮間地域振興室にも保管されています。

オ 初動期の活動

発災後、自主防災組織は避難所初動要員を中心に避難所に参集し、区職員、施設管理者、避難者等と協力して、避難所の開設準備や避難者の受入れ等を行います。

これらの活動は、「総括班」「避難者対応班」「避難者受入準備班」の三班に分かれたうえで、避難所に保管されている「避難所開設キット」内のアクションカードに沿って行います。アクションカードには、避難所に到着してから避難者を施設内に受け入れるまでの手順が示されています。

表 14 避難所：初動期の活動

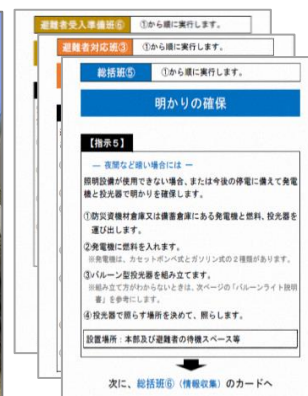
班名	主な役割
総括班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所の開設作業のとりまとめ ・ 北区や防災関係機関との連絡調整
避難者対応班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 避難所に集まった避難者への待機指示や情報提供 ・ 開設準備完了後の受付業務
避難者受入準備班	<ul style="list-style-type: none"> ・ 施設の安全確認 ・ 避難者を受け入れるための準備作業

避難所開設キットについて

避難所の知識のない人でも効率的に避難所開設を進められるよう、作業手順を示した「アクションカード」や、施設の図面、資機材の操作マニュアル等をまとめて格納した避難所開設キットを各避難所に配備しています。



避難所開設キット



アクションカード

カ 運営期の活動

避難所に十分な人数が集まった後は、体制を避難所管理運営委員会に移行し、本格的な避難所の運営を開始します。

※避難所管理運営委員会では、円滑に避難所運営を行うため、初動期の体制から役割分担を再編し、下表の班分けで活動を行います。

表 15 避難所：運営期の活動

班名	主な役割
庶務班	<ul style="list-style-type: none">・ 避難所管理運営委員会の庶務・ 各班の活動調整
広報班	<ul style="list-style-type: none">・ 情報の整理・管理・ 避難者に対する情報提供・ 避難者名簿の整理・ 避難者の受付、尋ね人への対応
生活班	<ul style="list-style-type: none">・ 生活ルール管理・ 避難所生活に係る相談対応・ 防犯活動
給食班	<ul style="list-style-type: none">・ 炊き出し等の給食活動・ 食料の配布・ 栄養管理
物資管理班	<ul style="list-style-type: none">・ 避難所備蓄品の管理・ 救援物資の受入・管理
保健衛生班	<ul style="list-style-type: none">・ 要配慮者の支援・ 医療救護活動の支援・ ペットの管理

キ 避難所の縮小、閉鎖、統合に関する考え方

発災後、時間の経過とともに住宅やライフラインの復旧が進み、避難所で生活する避難者は、少なくなっていくと考えられます。また、教育活動の再開等のため、避難者数の減少とあわせて、順次、避難所としての施設の利用範囲を縮小させていく必要があります。避難者が少なくなってきたら、避難所管理運営委員会と北区で協議し、使用範囲の縮小や閉鎖、他の避難所との統合を行います。

ク 北区の連絡窓口

北区に避難所の開設・運営等に関する連絡・調整等を行う場合、災対教育振興部が連絡窓口です。

※連絡先は、後掲する連絡先一覧（表 22・47 ページ）のとおりです。

(4) 自主防災組織

発災後、自主防災組織は、自主的に初期消火等の応急活動を実施します。

被害が広範囲に及ぶなど、状況によっては単独の自主防災組織のみで対応するのではなく、複数の自主防災組織による連携や助け合いが必要となることも予想されます。応援が必要となった際は、近隣の自主防災組織に声をかける、情報連絡員を通じて地区本部に応援要請を行うなどし、人員や資機材を確保したうえで、対応にあたります。

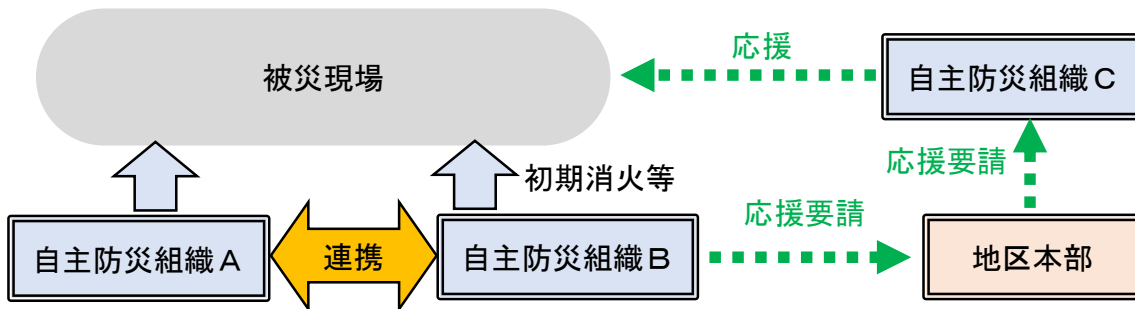


図 14 自主防災組織の活動イメージ

ア 初期消火・出火防止

- ・火災が発生した場合は、軽可搬消防ポンプ等を活用し、初期消火活動を行います。
- ・消火活動は火災の拡大防止を主眼に行い、消防団員や消防隊が到着した後は、その指示に従います。
- ・消防団、消防署等と連携し、地域住民に対して出火防止を呼びかけるとともに、出火警戒に努めます。

イ 救出・救護活動

- ・倒壊建物等の二次災害の防止を図り、負傷者の救出、応急救護、救護所への搬送を実施します。

ウ 避難誘導

- ・いっとき集合場所から避難場所への集団避難を先導し、安全に住民を避難場所に誘導します。
- ・いっとき集合場所、避難場所において、周辺の安全確認を行い、安全が確認できた際は、避難者に自宅あるいは避難所へ移動するよう促します。

エ 情報収集・伝達

- ・地域内の巡回を行うなどし、地域の被害状況等の情報を収集します。収集した情報は、情報連絡員を通じて地区本部に報告します。

※被害状況の報告には、必要に応じて後掲する「被害状況報告書」（48 ページ）を使用します。

- ・地区本部等から得た情報を、掲示板などを用い地域住民に伝達します。（あわせて災害防止広報を行います（出火・流言の防止、町内の情報の広報等）。）

オ 地区の見守り・秩序の維持

- ・避難行動要支援者名簿登録者について、名簿を基に安否確認を行うとともに、避難誘導や救出・救護を行います。

※避難所へ避難行動要支援者の避難状況を確認し、不在の避難行動要支援者がいれば、自宅等を訪問して安否確認を行います。

- ・秩序維持のため、警察署等と連携して、地域内の巡回を定期的に行います。

避難行動要支援者名簿登録者について

北区では、災害が発生した時に自分の力で避難することが困難で、特に支援が必要な方を「避難行動要支援者」とし、災害時の避難支援の基礎データとなる「避難行動要支援者名簿」を作成しています。なお、名簿に登録する際、名簿情報を平常時から避難支援等関係者（警察署、消防署、自主防災組織、民生委員・児童委員、高齢者あんしんセンター）へ提供することへの意向を確認しています。

「避難行動要支援者名簿」には、2種類の名簿があります。

・【平常時】の名簿

名簿情報を避難支援等関係者へ提供することに同意した方のみが掲載された名簿です。平常時においても、避難支援等関係者に提供しており、登録者の方の所在の確認や見守りなどに活用します。

・【災害時】の名簿

登録したすべての方が記載されている名簿です。発災時に、避難支援等関係者と協力し、避難行動要支援者を支援するために活用します。平常時は北区のみが保管しており、避難支援等関係者には提供していません。

カ 地区本部の運営

- ・組織内の地区本部委員を地区本部に派遣します。

キ 避難所の開設・運営

- ・北区や施設管理者等と連携し、あらかじめ割り当てられた避難所を開設・運営します。

5. 地震発生時のタイムライン

だれが（どの組織が）、いつ、なにを実施するのか、発災から3日程度までの行動の

ステージ		命を守る	防災活動の立上げ
災害発生からの目安時間		0～1時間	1～2時間
想定される被害等の状況		<ul style="list-style-type: none"> ●地震の発生 ●再度の地震発生 ●建物等の倒壊 ●ライフラインの停止 ●火災発生 ●けが人、生き埋め者の発生 ●避難の開始 	●避難所に
地区本部	施設の開設・開設準備	●区職員が参集、施設を開錠し本部として使用	
	地区本部の開設		●地区本部委員が参集、地区本
	自主防災組織への連絡・調整		<ul style="list-style-type: none"> ●北区や防災関係機関等から ●被害を最小限にとどめられた ●被害状況や応援要請を勘案
	被害状況等の集約		
	地区本部会議の開催		●自主防災組織間の情報共有（地区本部会議で決定した内
避難所	施設の開設・開設準備	●区職員、自主防災組織の鍵受託者が参集、施設を	<ul style="list-style-type: none"> ●避難所初動要員を中心に自主 ●施設の安全確認、避難者の受
	避難所の開設		
	避難所の運営		
自主防災組織	初期消火・出火防止	<ul style="list-style-type: none"> ●軽可搬消防ポンプ等での初期消火の実施 ●消防団員、消防隊の指示のもと消火活動 	
	救出・救護活動	●負傷者の救出、応急救護、救護所への搬送	
	避難誘導	●いっとき集合場所から避難場所への集団避難を先導	●周囲の
	情報収集・伝達		
	地区の見守り・秩序の維持		●避難行動要支援者名簿登録
	（地区本部の運営）		●地区本部委員を地区本部に
	（避難所の開設・運営）	●避難所初動要員を中心に避難所へ人員を派遣	
（参考）消防団※	活動準備	<ul style="list-style-type: none"> ●分団本部参集・班結成 ●分団本部（建物）および機材の確認 	
	消火活動	<ul style="list-style-type: none"> ●消火活動・初期消火に係る自主防災組織への指示 ●出火防止の呼びかけ 	
	救出・救護活動	●負傷者の救出、応急救護、救護所への搬送	
	情報収集活動	●被害状況等の情報収集	
	その他の活動	<ul style="list-style-type: none"> ●道路障害の排除等活動（道路の確保） ●避難誘導 	

目安を時系列に整理しました。

情報収集と伝達	避難生活の開始	避難生活での助け合い
3～6時間	6～24時間（1日）	24～72時間（3日）
避難者が殺到	●避難生活の開始	●避難生活の本格化
できるよう準備を実施		
部を立ち上げ、地区本部の開設を北区に報告		
得た情報を、情報連絡員を介して各自主防災組織に伝達 め、必要に応じて自主防災組織に対する指示を実施 し、自主防災組織間で応援体制をとれるよう調整を実施		
●各自主防災組織の情報連絡員から報告される被害状況のとりまとめを実施 ●とりまとめた情報を北区へ報告、防災関係機関と適宜共有		
や相互応援、北区からの情報伝達等のため、必要に応じて会議を開催 容は情報連絡員を介して各自主防災組織へ伝達)		
開錠し開設準備に着手 防災組織が参集 入準備、避難者対応(避難者への待機指示や情報提供等)を実施		
	●避難者の施設内への受入れを開始、避難所の開設を北区に報告	
		●避難所管理運営委員会に 移行し本格的な運営を開始
	●出火防止を呼びかけるとともに、出火警戒に努める	
安全を確認次第、避難者に自宅・避難所への移動を案内		
●地域の被害状況等の情報を収集、情報連絡員を介し地区本部へ報告		●地域住民へ情報提供
者の安否確認		●地域内の巡回
派遣		
(適宜、避難所へ追加の人員を派遣)		
※消防団は、消防団参集基準に基づき参集・各種活動を実施する		

図 15 地震発生時のタイムライン

6. 浮間地区防災地図

地区防災計画策定のためのワークショップにおいて、浮間地区の防災資源などを示した地図を作成しました。

表 16 防災地図

図番号	内容	作成・更新時点
図16	浮間地区全体	令和8年3月
図17	西浮間小学校周辺	令和8年3月
図18	浮間小学校周辺	令和8年3月
図19	浮間中学校・旧西浮間小学校周辺	令和8年3月

令和8年3月作成





図 16 防災地図：浮間地区全体

令和8年3月作成

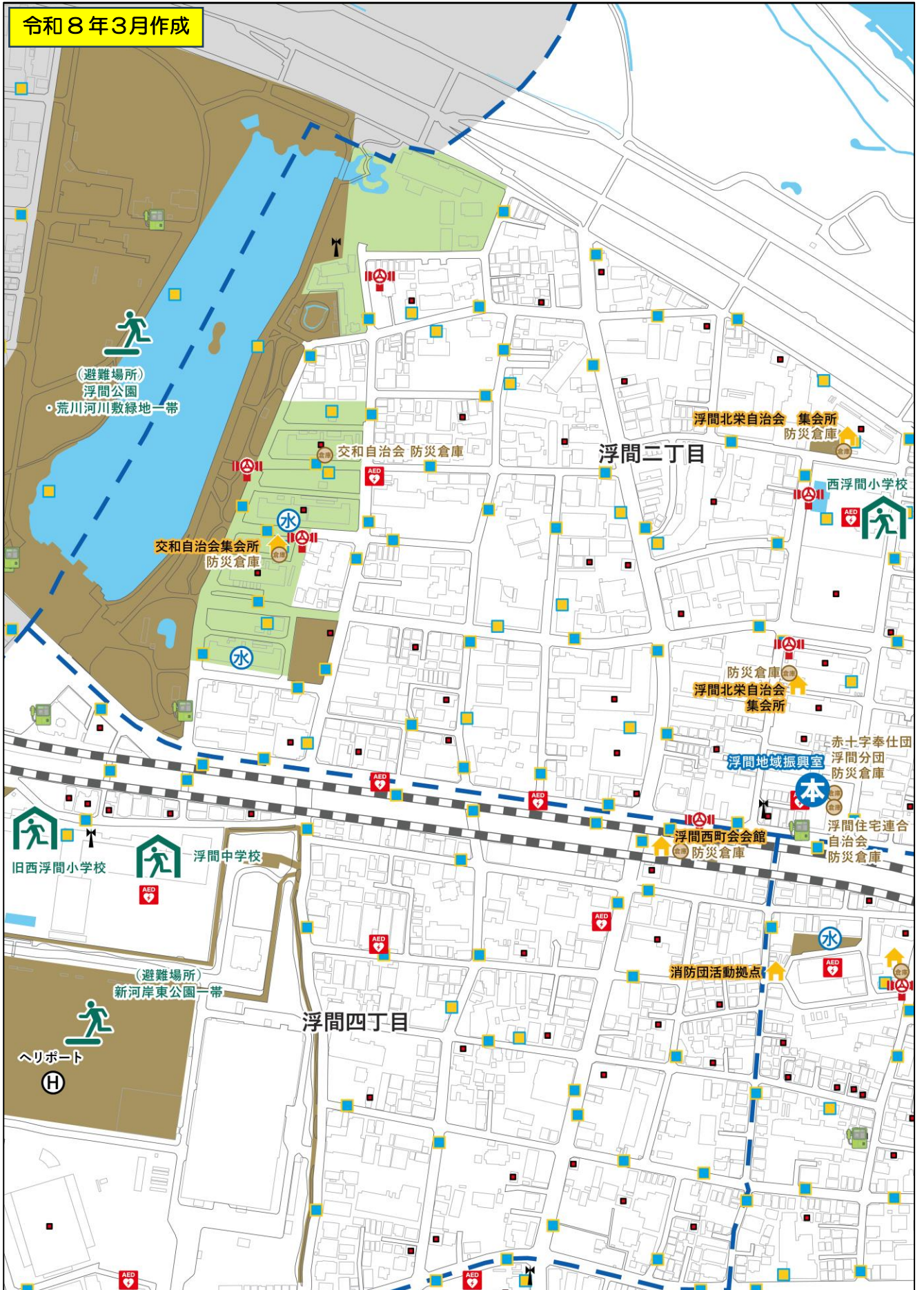




図 17 防災地図：西浮間小学校周辺





図 18 防災地図：浮間小学校周辺

令和8年3月作成



凡例

- 地区本部(地域振興室)
- 災害時活動拠点(会館・集会所)
- 避難場所
- 避難所
- 公園・児童遊園等
- 資機材・備蓄倉庫
- 防災行政無線スピーカー
- AED
- 公衆電話
- 災害用給水所
- 区管理貯水槽
- 消火栓
- 防火水槽等
- 消火器
- スタンドパイプ
- 土砂災害警戒区域
- 土砂災害特別警戒区域

・地図は、国土交通省国土数値情報のデータを加工して作成しています。
 ・表示の都合により、実際の位置と地図上の位置にズレが生じている可能性があります。

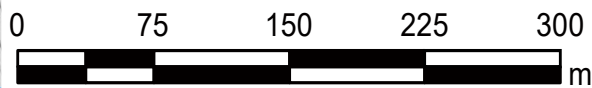




図 19 防災地図：浮間中学校・旧西浮間小学校周辺

7. 平常時における地域の活動

地区防災計画策定のためのワークショップでは、現在、各自主防災組織で実施している防災活動を共有するとともに、活動を行うにあたっての課題の洗い出しを行いました。また、これらの議論を踏まえ、今後、平常時から実施する地域の防災活動を整理しました。

(1) 防災活動を行うにあたっての課題と必要な取組み

地震発生時のタイムラインを基に、防災活動を行うにあたっての課題と必要な取組みを検討し、下表のとおり整理しました。

表 17 防災活動を行うにあたっての課題と必要な取組み

課題	必要な取組み
施設の開錠・開設準備	避難所の開錠方法を把握し、情報共有しておく 避難所の開錠基準を周知する。
避難所の開設	避難所と自主防災組織とで、役割分担と助け合いのルールを決めることが必要。 避難所開設訓練を実施する。
初期消火・出火防止	初期消火訓練を実施する。 軽可搬消防ポンプ等の使い方を周知する。 形式的な訓練ではなく、あらゆる状況を想定した「現実的な対応訓練」を積み重ねる。 訓練のマンネリ化と高齢化を解消し、誰もが『我が事』として参加したくなる内容への改善が必要。 トイレ対策など『在宅避難』の備えを徹底する。 所有している防災資機材のリスト化と管理を徹底する。 町内の消火器の増設と配置場所の把握・周知を図る。 消防団員の不足を解消するため、加入促進と負担軽減の仕組みをつくる。 訓練参加や個人の防災活動を通じて、現場で連携できる体制を整えることが重要。 平常時から消防団と協力して初期消火の技術を学び、災害時に地域全体で迅速に対応できる体制を整える。 各家庭での消火器設置と備えをあらためて推奨する。
避難誘導	高架下のリスクを踏まえた実効性のある避難ルートを確認する。 安全に避難誘導できるルートを検討する。
情報収集・伝達	災害時の正しい情報収集の手順を事前に整理し、共有しておく。 テレビ・ラジオ、自治体の公式HPやSNSなど、公的機関の情報を『1次情報』として優先し、SNSの未確認情報は鵜呑みにしない手順を周知する。
地区の見守り・秩序の維持	地区の見守り・秩序の維持基準を事前に決めておく。
その他	地域の世帯状況等を把握し、災害時に誰がサポートするか決めておく体制の構築が必要。 災害時にマンション住民と地域が連携できるよう、合同訓練を通じて顔の見える関係を築き、要支援者の把握に努める。

(2) 平常時に行う防災活動の計画

今後、平常時から実施する防災活動を次ページの防災活動予定表に整理しました。

浮間地区では、予定表に定めた防災活動を継続的に実施することで、地域の防災力の向上を目指します。また、取組みを進めるにあたっては、本計画に定めた活動をただ繰り返すだけではなく、適切に検証（振り返り）をすることも必要です。1年に一回程度、地区全体で集まり、活動実績を振り返るとともに、課題の共有や計画の実効性の確認を行いましょう。また、検証の結果を踏まえ、必要に応じて本計画の更新の検討を行いましょ

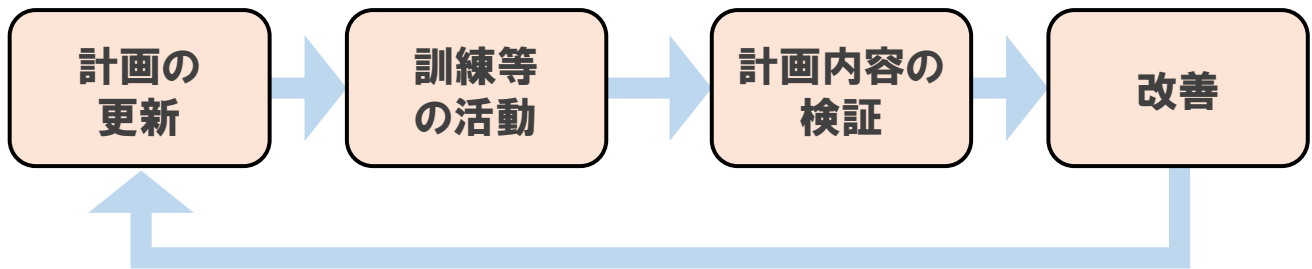


図 20 地区防災計画の更新の流れ

※訓練等の活動により計画の内容を検証し、改善点や変更すべき事項を洗い出したうえで、計画を更新します。

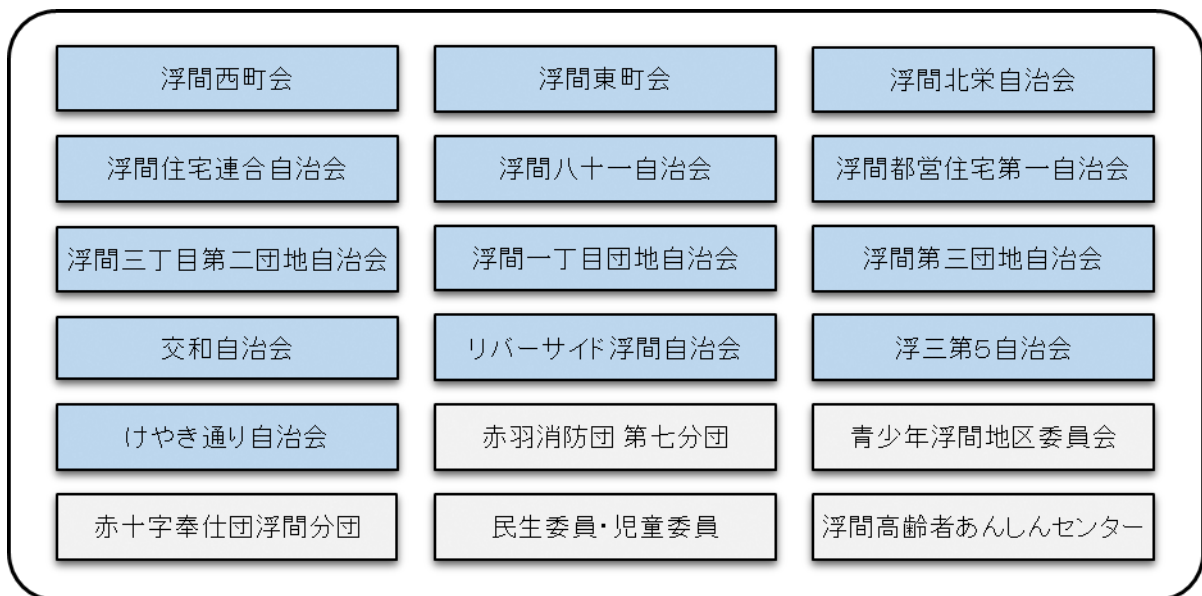


図 21 計画の検討・更新体制

表 18 防災活動予定表（各団体単独での活動）（1/2）

団体/時期	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
浮間西町会		<ul style="list-style-type: none"> ・発電機、ポンプ点検（7月） ・防災訓練〔消火器、応急救護、AED、起震車、スタンドパイプ、災害時トイレ設営、炊き出し〕（9月） ・C-2ポンプの使い方確認（中外製菓の火災訓練に参加）（9月） 		<ul style="list-style-type: none"> ・桐ヶ丘中学校への高台避難訓練（2月） ・火災対応訓練（こひつじ園での出火想定）（2月）
浮間東町会	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し訓練（4月） ・器具点検（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火訓練（7月） ・D級ポンプ、スタンドパイプ訓練（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜警活動（12月） ・高台避難訓練（12月） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・防犯パトロール（月に1回） ・安否確認訓練 ・炊き出し訓練 			
浮間北栄自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・機材の点検（4～6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・D-1ポンプの操法訓練（7～9月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し訓練（10～12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・AED使用訓練、AED訓練（1～3月）
浮間住宅連合自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練計画（4～6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器を使った初期消火訓練（7～9月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・D-1ポンプ実施（10～12月） ・非常食の点検（10～12月） ・<u>防災地図を用いたまち歩き</u>（11～12月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器の点検（10～12月）
浮間八十一自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>避難所確認</u>（4月） ・<u>防災倉庫、資機材確認</u>（4～6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・初期消火訓練（7～9月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・夜回り（12月末） 	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ポンプ点検 			
浮間都営住宅第一自治会			<ul style="list-style-type: none"> ・D級ポンプ点検（9月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災資機材点検（3～4月）
	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し訓練（4か月に1回） ・見守り活動（毎週月・水・金） ・D級ポンプ訓練（毎月第4日曜日） 			
浮間三丁目第二団地自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・防災会議（6月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・消火器点検（7月） ・他自治会との合同消火訓練（8月） ・第二団地防災訓練（9月） 		
浮間一丁目団地自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・防災用具点検（4月） ・炊き出し避難訓練（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・浮間合同避難所開設訓練（7月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・炊き出し訓練（11月） ・夜警活動（12月） 	
浮間第三団地自治会	<ul style="list-style-type: none"> ・防災倉庫内の機材の動作確認（5～6月） ・避難訓練（5月） 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練（7月） 		<ul style="list-style-type: none"> ・防災倉庫点検（3月） ・炊き出し訓練（1～2月）

表 19 防災活動予定表（各団体単独での活動）（2/2）

団体/時期	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
交和自治会			・避難訓練（集会所への参集、炊き出し、放水、消火）	
	・ポンプの放水訓練（2か月に1回）			
リバーサイド 浮間自治会				
浮三第5 自治会				
けやき通り 自治会	・応急救護、AED 使用訓練（6月）	・防災資機材の点検確 認作業（7月） ・消防訓練 （9月第1日曜日）	・炊き出し訓練 （11月） ・夜警活動（12月）	
	・備蓄の検討			
消防団	<ul style="list-style-type: none"> ・操法訓練 ・放水訓練（3か月に1回） ・団点検に向けた総合訓練（放水訓練、応急救護訓練） ・各種訓練〔放水訓練、応急救護訓練など〕（毎月） 			

表 20 防災活動予定表（複数団体合同・地区全体での活動）

団体/時期	4～6月	7～9月	10～12月	1～3月
浮間地区 町自治会 連合会		<ul style="list-style-type: none"> ・浮間地区合同 避難所開設訓練 （7月） ・<u>訓練とあわせて 地区防災計画の 見直し</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・防災訓練 （10～11月） 	
2団体合同 ・浮間東町会 ・浮間一丁目団地自治会				<ul style="list-style-type: none"> ・合同防災訓練 （3月）
6団体合同 ・浮間住宅連合自治会 ・浮間八十一自治会 ・浮間都営住宅第一自治会 ・浮間三丁目第二団地自治会 ・浮間第三団地自治会 ・けやき通り自治会		<ul style="list-style-type: none"> ・合同防災訓練 （8月第4日曜日） ・高台避難訓練 （9月） 		

※本計画の策定にあわせて新たに実施することとした活動に、下線を記載しています。

8. 地区本部・避難所活動体制表

地区防災計画策定のためのワークショップにおいて、地区本部および避難所の活動体制を次のとおり決めました。なお、発災時に、体制に定めた人員が活動できない場合や交代の必要が生じた場合等は、地区本部においては代理者を設定し、また、避難所においては自主防災組織や避難者等から協力者を募り、体制を整えたうえで活動にあたります。

(1) 活動体制表

表 21 地区本部・避難所活動体制表一覧

図番号	活動体制表	作成・更新時点
図 22	地区本部	令和 8 年 3 月
図 23	避難所（西浮間小学校）	令和 8 年 3 月
図 24	避難所（浮間小学校）	令和 8 年 3 月
図 25	避難所（浮間中学校・旧西浮間小学校）	令和 8 年 3 月

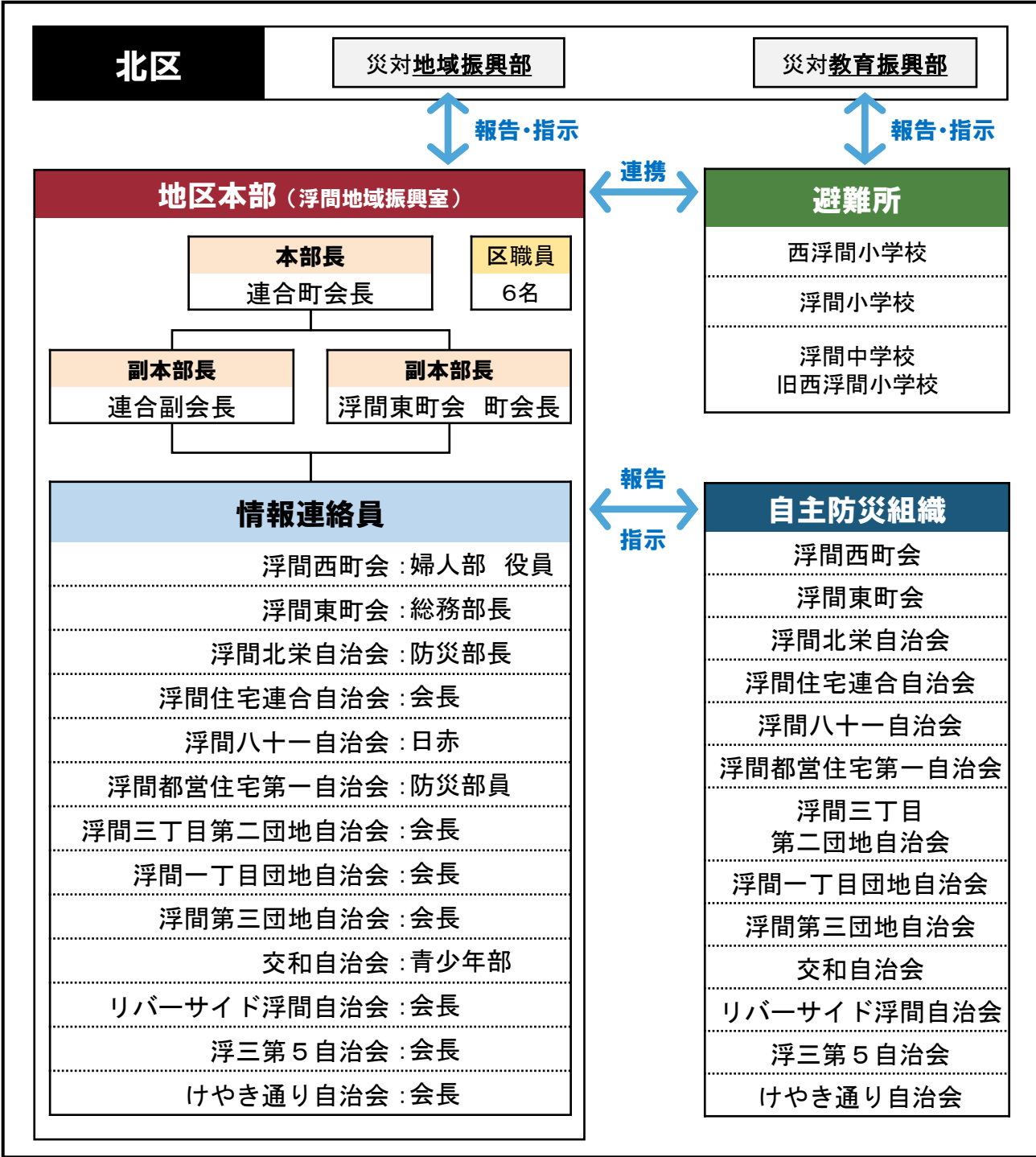
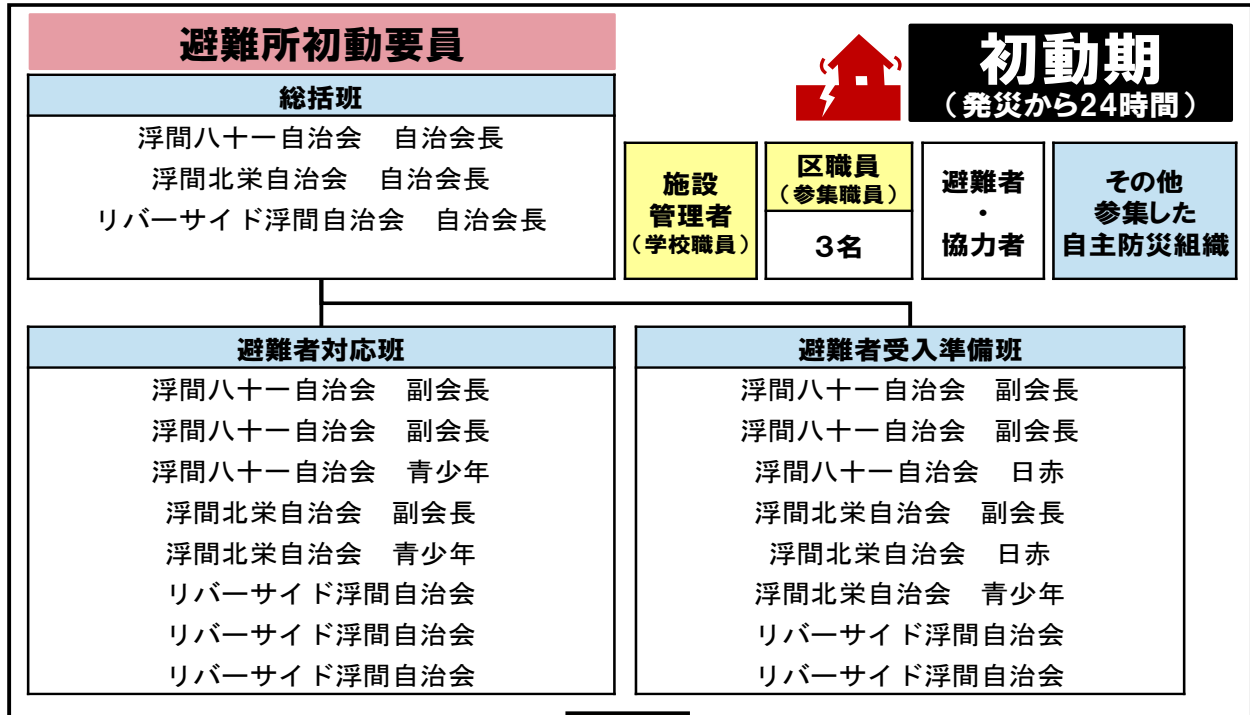


図 22 活動体制：地区本部

避難所(西浮間小学校)活動体制



※概ね発災から24時間後

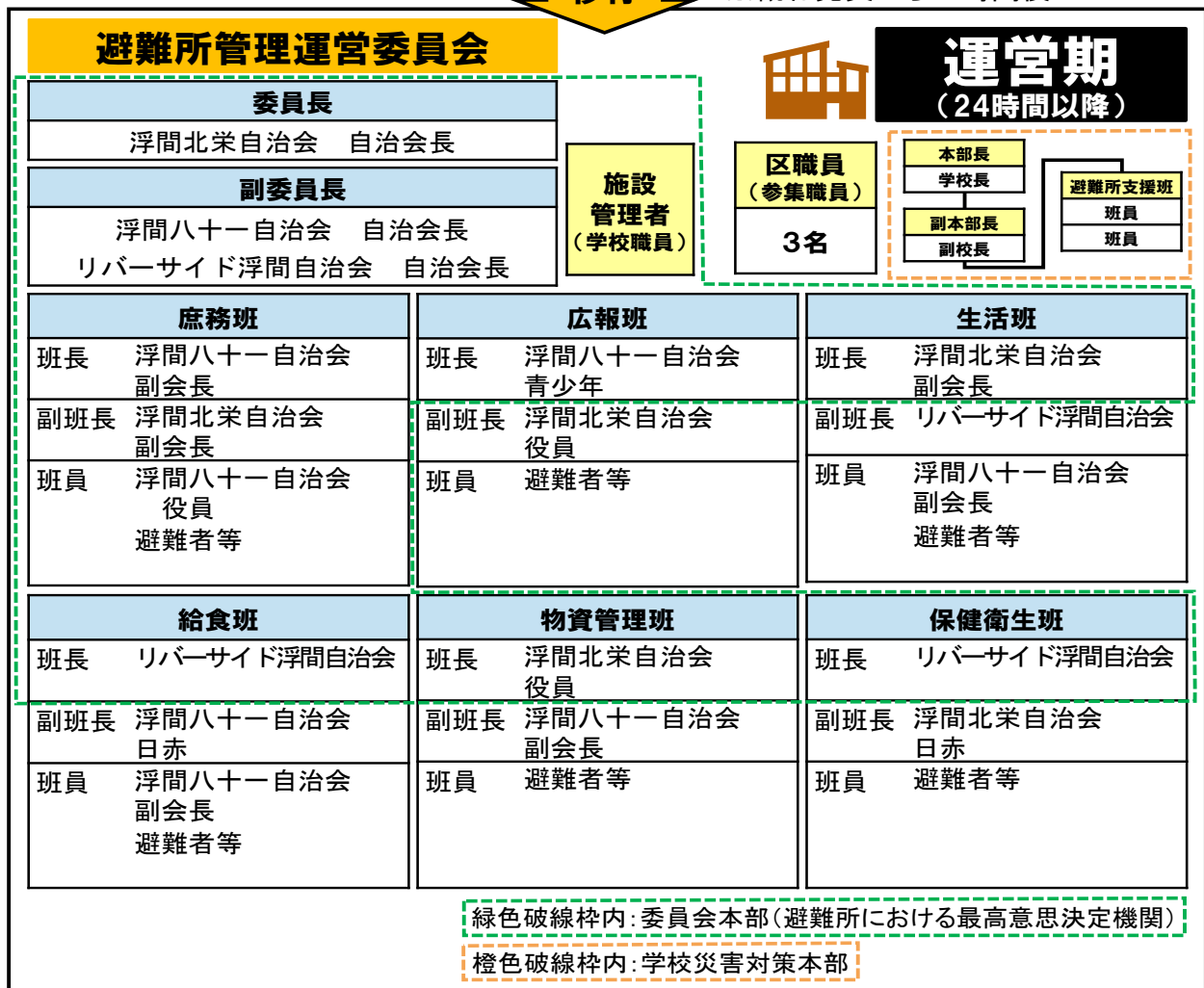
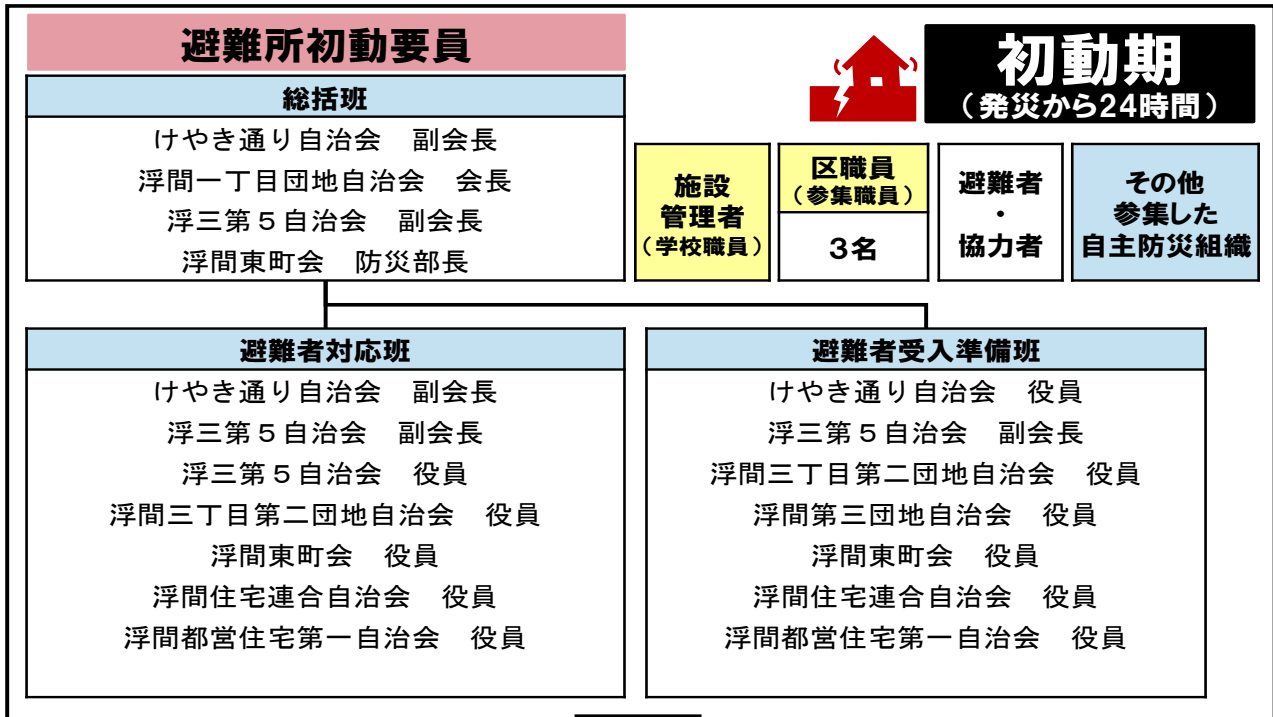


図 23 活動体制：避難所（西浮間小学校）

避難所(浮間小学校)活動体制



移行

※概ね発災から24時間後

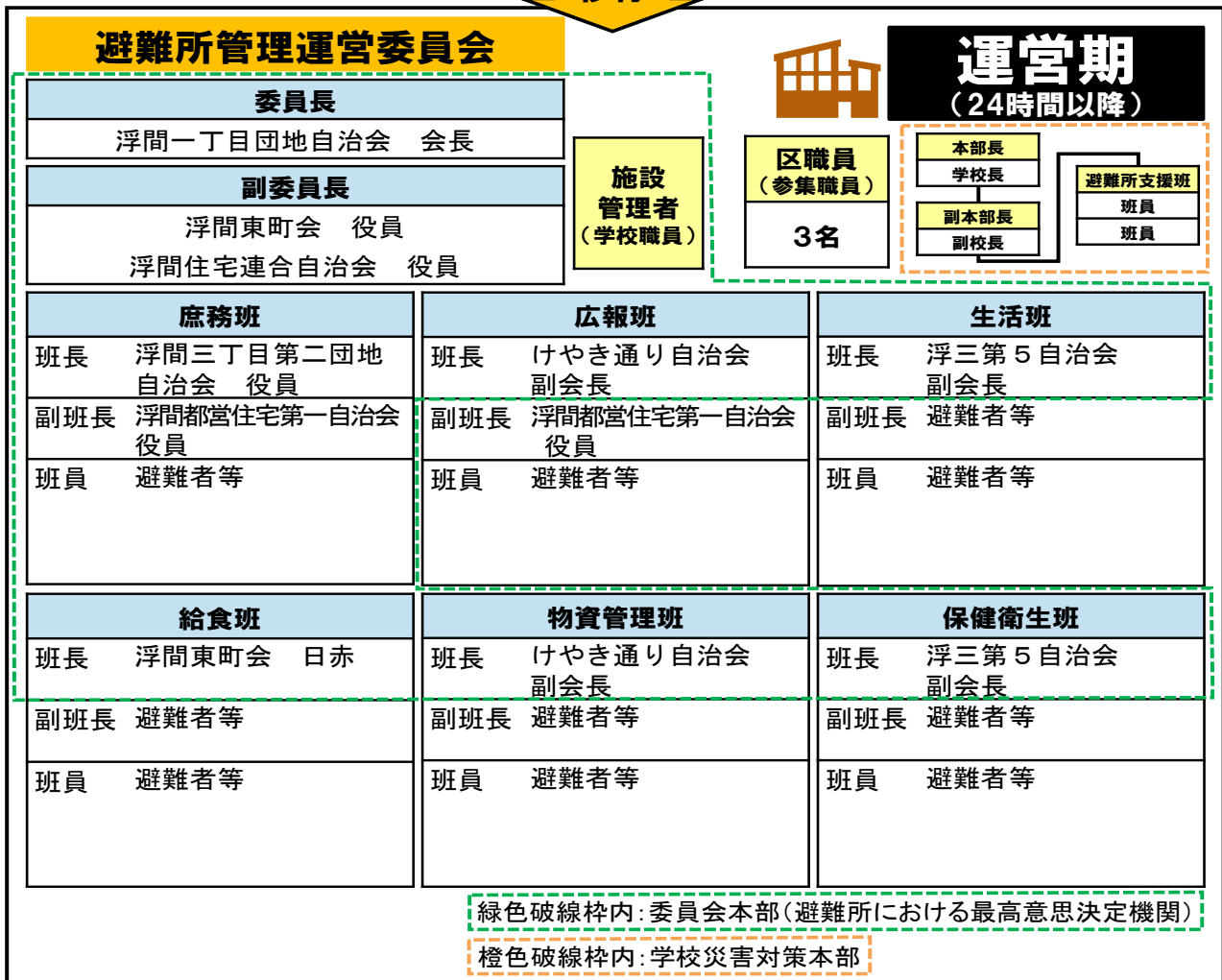
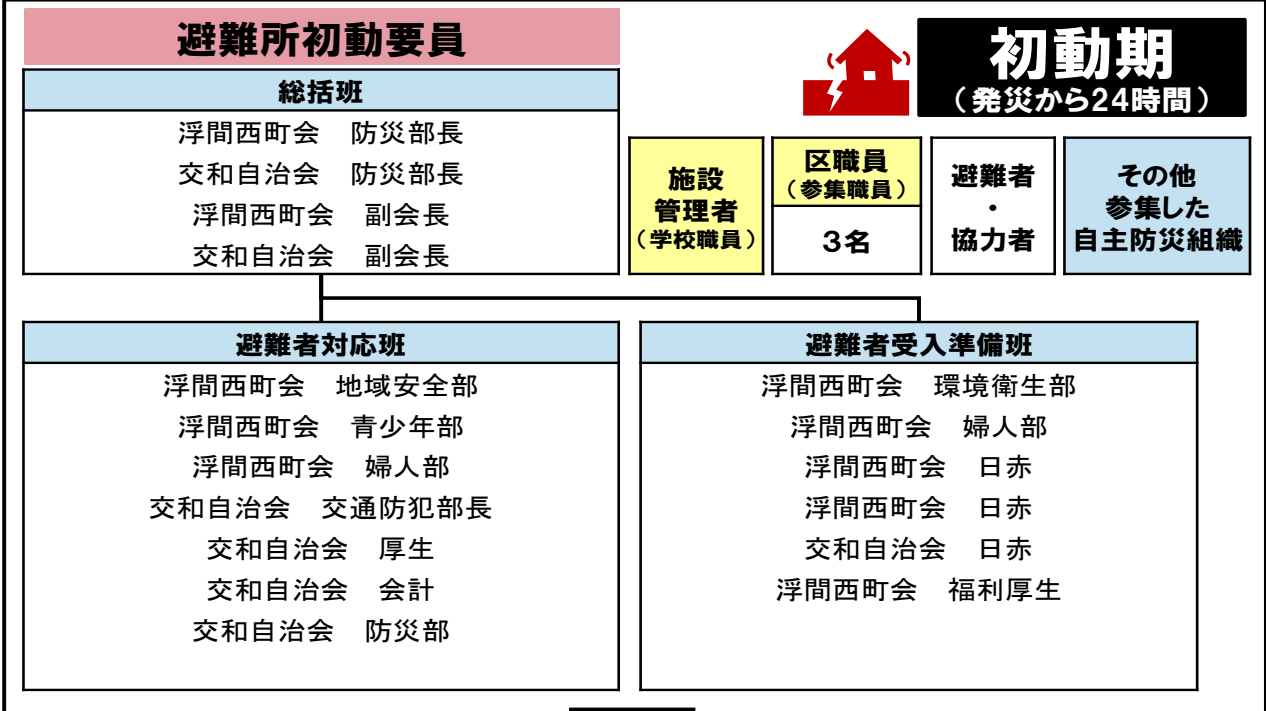


図 24 活動体制：避難所（浮間小学校）

避難所(浮間中学校・旧西浮間小学校)活動体制



移行 ※概ね発災から24時間後



緑色破線枠内: 委員会本部(避難所における最高意思決定機関)

橙色破線枠内: 学校災害対策本部

図 25 活動体制：避難所（浮間中学校・旧西浮間小学校）

(2) 連絡先

表 22 各組織の連絡先一覧

組織	連絡先
地区本部 浮間地域振興室 (浮間2-10-2)	電話番号：03-3960-0047 F A X : 03-5994-3528 無線番号 (IP) : 328 (MCA) : 39
災対地域振興部 ※地区本部から北区への連絡窓口	電話番号：03-5390-0092 F A X : 03-5390-0097 無線番号 (IP) : 301 (MCA) : 25
避難所 西浮間小学校 (浮間2-7-1)	電話番号：03-5915-0133 無線番号 (IP) : 535 (MCA) : 80
避難所 浮間小学校 (浮間3-4-27)	電話番号：03-3969-0491 無線番号 (IP) : 524 (MCA) : 69
避難所 浮間中学校・旧西浮間小学校 (浮間4-29-32・30)	電話番号：03-3967-0226 無線番号 (IP) : 543 (MCA) : 88
災対教育振興部 ※避難所から北区への連絡窓口	電話番号：03-3908-9279 F A X : 03-3908-1265 無線番号 (IP) : 500 (MCA) : 19

9. 参考資料

(参考資料)被害状況報告書

被害状況報告書

地区防災会議

		報告日時		報告者	
月	日	時	分	電話の場合の 受付者	
発生日時				終息日時	
月	日	時	分	月	日 時 分
発生場所 北区 丁目 番 号 方書					
被害種別	建物倒壊		火災		水害 その他 ()
被害の程度	全壊	世帯 人	全焼	世帯 人	床上浸水 世帯 人
	半壊	世帯 人	半焼	世帯 人	事業所 床下浸水 世帯 人
被害状況					
要救護者等の有無	要救護者 有 ・ 無			人数 (男性 人 女性 人)	
	死亡者 人 (男性 人 女性 人)				
要救護者の状況	氏名	年齢	性別	状況	
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
その他連絡事項					

※出典：地区本部運営マニュアル

(参考資料)情報連絡・通信手段・安否確認手段の例

北区防災アプリ

防災情報の閲覧、位置情報を用いた地図の表示、プッシュ通知、コミュニティ機能等を備えた北区公式防災アプリです。コミュニティ機能では、アプリの利用者同士でグループを作り、グループ内でメッセージのやり取りや、安否確認を行うことができます。Google PlayまたはApp Storeからダウンロードし、ご活用ください。





【メッセージ機能】



【安否確認機能】

00000JAPAN(ファイブゼロジャパン)

災害時、電気通信事業等が災害用統一SSID(00000JAPAN)を用いて公衆無線LANサービス(Wi-Fi)を無料開放します。利用者は00000JAPANを選択することでスマートフォン等のWi-Fi機能を利用可能です。



いのちをつなぐ
**00000
JAPAN**
ファイブゼロジャパン

災害伝言ダイヤル 171

災害時には電話が混雑し、家族と連絡がとれないことがあります。そんなときには「171」をダイヤルし、利用案内に従って伝言の録音・再生をおこなってください。

※一般電話・公衆電話・携帯電話から利用できます。
※利用開始の時期はNTTが決定し、テレビやラジオなどを通じてお知らせします。

録音方法

1 7 1

↓

案内放送が流れます。

1

↓

被災地の電話番号 ※1
または携帯電話

一般電話の場合市外局番が必要

再生方法

1 7 1

↓

案内放送が流れます。

2

↓

被災地の電話番号 ※1
または携帯電話

一般電話の場合市外局番が必要

※1 連絡を取りたい被災地の一般電話地域が被災指定を受けていない場合は登録できません。携帯電話については地域に関係なく利用できます。

体験利用日

毎月1日・15日 0時～24時
 正月三が日(1月1日0時～1月3日24時)
 防災週間(8月30日9時～9月5日17時)
 防災とボランティア週間(1月15日9時～1月21日17時)

災害用伝言板 Web171等

大規模災害等が発生した時に、携帯・スマホ・パソコン等を利用して伝言の登録・確認ができる伝言板です。

NTT東日本	https://www.web171.jp/
NTTdocomo	http://dengon.docomo.ne.jp/top.cgi
au(KDDI)	http://dengon.ezweb.ne.jp/
SoftBank	http://dengon.softbank.ne.jp/

登録方法

アクセス先それぞれのガイドランス・メニューに従って入力してください。

- ① メニューに表示される「災害伝言板」を選択
- ② 「登録」を選択
- ③ 「無事です」等の状態の選択と100字以内のコメントを入力
- ④ 「登録」を押して完了

確認方法

アクセス先それぞれのガイドランス・メニューに従って確認してください。

- ① メニューに表示される「災害伝言板」を選択
- ② 「確認」を選択
- ③ 安否を確認したい人の携帯電話番号を入力
- ④ 「検索」を押して完了を確認

49

【メモ】

